

「中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について(伊那山地トンネル(戸中)、発生土置き場(戸中)、豊丘変電所敷地造成)」に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 全般</p> <p>(1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、事業による環境影響を回避又は最大限低減するよう努めること。</p>	<p>これまでに環境保全の計画を公表した工事箇所と同様に、工事の実施及び工事用車両の運行にあたっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討することなどにより、地域住民の方々の生活環境等への影響の低減に努めます。</p>
<p>(2) 豊丘変電所の敷地造成（以下「敷地造成」という。）には、トンネル工事の発生土を用いる計画であることから、切土・盛土の全体量に加え、搬入する発生土の容量及び必要対策土の搬入の有無を工事の概要として明記するとともに、その内容について地域住民等に丁寧に説明すること。</p>	<p>「中央新幹線伊那山地トンネル新設（戸中・壬生沢工区）工事における環境保全について（伊那山地トンネル（戸中）・発生土置き場（戸中）・豊丘変電所敷地造成）」（以下「環境保全について」という。）に切土・盛土の全体量、トンネル工事に伴う発生土の活用量を追記しました。切土・盛土の全体量、トンネル工事に伴う発生土の活用量は、工事説明会にて地域住民の方々へご説明しています。</p> <p>今回の「環境保全について」では、自然由来の重金属等の調査を行い土壌汚染対策法に定める基準等に適合することが確認された土のみを当変電所へ搬入する前提で、工事概要や具体的な環境保全措置及びモニタリング計画などを記載しており、今後、基準に適合しない発生土を搬入する計画となった場合には、対策等について地域住民の方々にもご説明の上で、「環境保全について」の更新などにより対応します。</p>
<p>(3) 工事や環境保全措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、豊丘村及び地域住民との連絡、調整又は協議を引き続き十分に行うこと。</p>	<p>これまでに環境保全の計画を公表した工事箇所と同様に、環境保全措置の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果等は、年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ送付する他、当社ホームページへも掲載します。</p> <p>また、豊丘村および地域住民の方々とは引き続き密に連携を図って参ります。</p>
<p>2 水環境</p> <p>(1) 敷地造成における工事排水について、環境保全措置を確実に実施し、適切に処理を行った上で場知沢川へ放流すること。また、放流に当たっては、漁業権を管理する下伊那漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、必要な対策を講じること。</p>	<p>工事排水は、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、適切に処理を行った上で場知沢川へ放流します。</p> <p>これまでも関係機関との協議を実施していますが、今後も工事計画や施工状況について必要なご説明を丁寧にしながら、工事を進めていきます。</p>
<p>(2) 敷地造成における工事排水について、自然由来の重金属等の測定を実施するとしている、搬入する発生土のモニタリング結果と土壌汚染対策法に定める基準との差が小さい場合とはどのような場合か、具体的に記載すること。</p>	<p>搬入する発生土のモニタリング結果と土壌汚染対策法に定める溶出量基準との差が小さい場合とは、搬入した全土量に含まれる自然由来の重金属等の基準値に対する割合を、搬入の都度計算し、その割合が基準値の80%を超過した場合を指します。その場合には、工事排水においても当該項目の測定を工事期間中継続して実施します。</p>

「中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について(伊那山地トンネル(戸中)、発生土置き場(戸中)、豊丘変電所敷地造成)」に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>3 景観 フォトモンタージュの作成等により、敷地造成に伴う補強土壁の影響を具体的に予測すること。また、その予測結果を地域住民等に丁寧に説明するとともに、必要に応じて緑化等の追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>豊丘変電所造成工事完了時のパース図を作成しました。今後、このパース図について適宜地域住民の方々等にご説明するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討します。</p>
<p>4 その他 (1) 敷地造成範囲の南側には、崩壊したと見受けられる場所があることから、周辺の地形及び地質の状況を踏まえ、施工中の安全管理を含め適切な工事計画とすること。また、工事完了後は、排水設備の維持管理等を適切に行い、土砂流出の防止に努めること。</p>	<p>変電所造成範囲内の排水は、調整池に集水し、放流管を通して場知沢川へ放流する計画です。造成範囲内の排水が周辺斜面等に流出することはありませんが、造成範囲周辺の斜面崩壊に対するご懸念を踏まえ、周辺斜面の状況についても確認しながら造成工事を進めていきます。 また、工事完了後についても当変電所に起因する土砂流出等が生じないように、適切な設備管理に努めます。</p>
<p>(2) 敷地造成に係る工事用車両の運行にあたっては、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、関係機関、地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な措置を講じること。</p>	<p>工事用車両の運行にあたっては、工事説明会等で地元へご説明した安全対策を適切に実施し、一般車両や歩行者等の安全確保に努めます。また、引き続き関係機関や地域住民の方々等と協議、調整し、安全確保に向け必要な対策を講じます。</p>
<p>(3) 事後調査やモニタリングの他に、日々の簡易計測、工事管理の一環として実施する測定といった調査が計画されているが、その違いや目的、それぞれの項目、地点、頻度を整理した上で、全体像が明らかになるよう、分かりやすく図書に記載すること。</p>	<p>事後調査及びモニタリングについては、当事業の環境影響評価書において、事後調査は環境影響評価法に基づき予測に不確実性がある場合や環境保全措置の効果に不確実性がある場合などに実施するもの、モニタリングは事後調査とは別に工事前、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に事業者の自主的な取り組みとして実施するものとして記載しているものです。 また、工事管理の一環として実施する日々の簡易計測については、結果を現地にてモニターに表示することなどで地域住民の方々がいっでもご覧になれるようにしたり、異常時の因果関係の確認等に役立てたりするために実施するものです。 「環境保全について」では、工事箇所毎にそれぞれの調査の項目、地点、頻度を記載しています。今後作成する公表物においても、引き続きわかりやすい図書となるよう努めて参ります。</p>